
第3章 望ましい環境像と基本目標

第1節 目指すべき環境像

本市では、“永遠の日本のふるさと”の創造と継承をコンセプトに、「遠野のこの豊かなかけがえのない自然をどう守り、育てていくのか」という視点から、今後の方向性を描いたのが、この環境基本計画です。

「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」の前文に記されている「ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して」という決意のもと、同条例第3条の基本理念を受けて同第17条では遠野らしい環境の保全を掲げ、次を定めています。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保

遠野の目指すべき環境像は、

「自然環境と人間生活の調和」であり

～ 遠野型環境調和社会を目指して ～ がスローガンになります

遠野型環境調和社会とは、「市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会」(条例第2条第3号)を言います。

遠野らしさとは、「厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態」(条例第2条第8号)を言います。

第2節 基本目標

1 「健康で潤いのある生活」を目指して

自然環境及び生活環境をより良い状態に保全することが、市民の健康や安全を守ることにつながることから、社会経済活動や日常活動の中で、環境への負荷の低減に努めます。また、公害のない良好な生活環境を創るために、環境にやさしいライフスタイルを心がけます。

2 「生物の多様性の確保」を目指して

自然の持つ環境保全機能を重視し、森林・農地の保全に努め、環境保全型農林業を推進します。

豊かな自然環境は、生態系のバランスのうえに成り立つことから、これまでの開発等により失われた自然環境を再生・創出するなど、貴重な動植物の保全に努めます。

3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

遠野には人を惹きつける魅力があります。それは、遠野らしさを醸し出す自然景観であり、また伝統に育まれた歴史的・社会的・文化的な環境全体です。

このかけがえのない環境は遠野市特有の財産であり、後世に引き継ぐことが求められます。

4 「循環型社会の構築」を目指して

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済社会システムは、廃棄物問題や地球温暖化などの地球環境問題を引き起こしました。これらは、全て私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に起因しています。

この反省のもと、市民一人ひとりの意識改革を徹底し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

5 「地球環境の保全」を目指して

20世紀後半の急激な経済発展に伴い発生した、地球温暖化を始めとする地球環境問題は、世界中で近年さらに深刻化しています。

大気中の二酸化炭素(CO₂)濃度等の上昇による地球温暖化、大気汚染による酸性雨、フロンガス等によるオゾン層の破壊、木材利用等による森林の減少、有害物質による海洋汚染などがその一例です。

今も地球環境の破壊が進行しており、このままでは、地球は生物の生息できない星になってしまうかもしれません。

便利で快適な生活を優先し、環境を犠牲にし続けてきた生活を、私たちは改めなければなりません。そのためには、市民一人ひとりが行動を起こし、みんなで協力し合うことが必要であり、その仕組みづくりを進めます。

第3節 4領域の設定

本市は、なだらかな山々に囲まれた盆地として、まとまりのある地形を形成しています。広大な面積を有し、比較的平坦な市街地から山間部まで様々な土地利用の形態が見られ、それぞれに自然環境や生活環境も異なり、環境に適応する仕方も違ってきます。

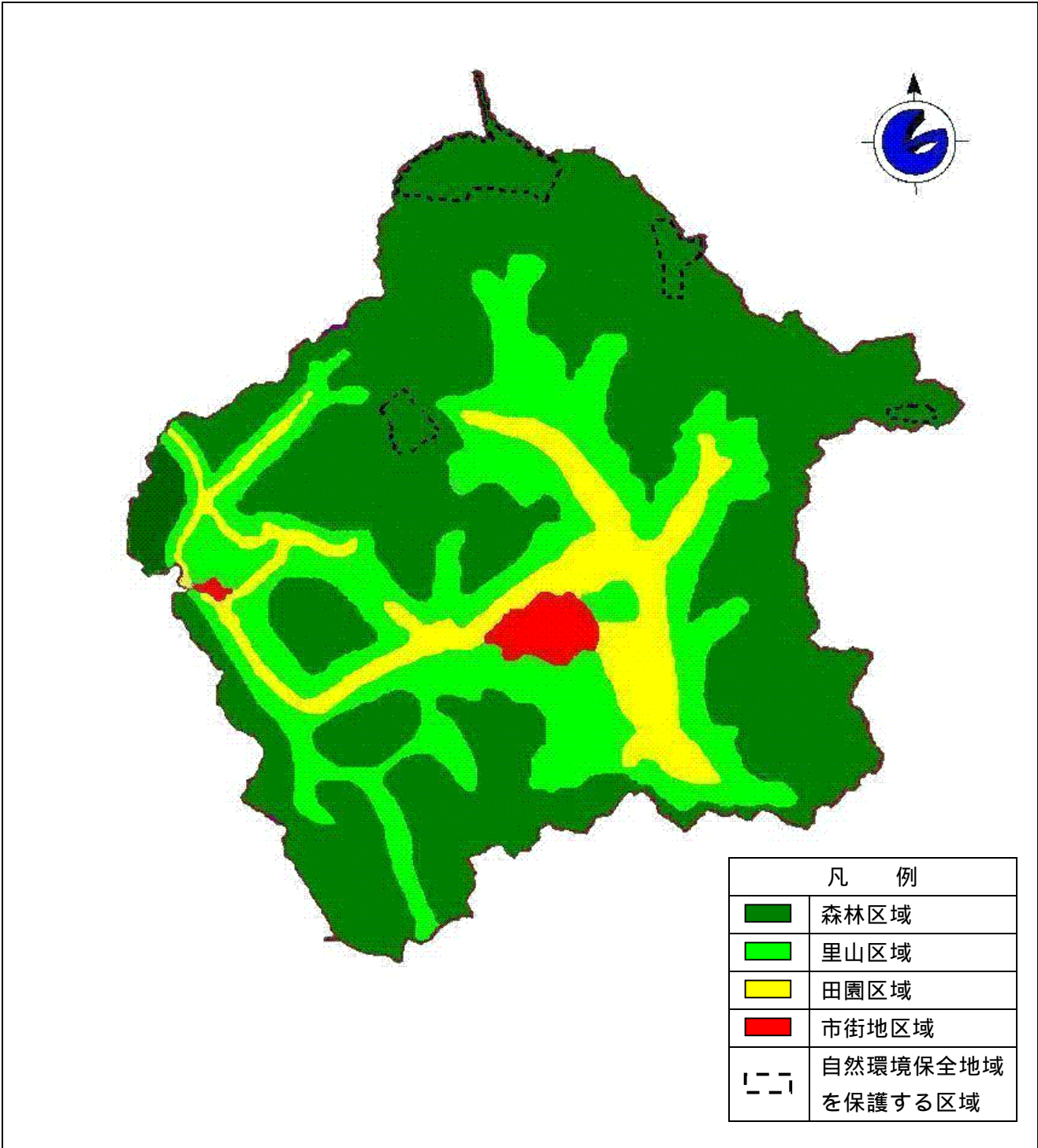
このことから、本市全体を以下のように4つの領域に区分し、各領域ごとに設定する環境配慮指針に基づき、環境保全に取り組むこととします。

市街地区域	人口が集中している旧遠野町と今後開発が予想される松崎町の一部(新張、八幡地区)及び宮守町宮守駅周辺で形成される区域を指します。
田園区域	平坦地を開けている水田や畑が集積している地域と、それに一体化している集落、農道、河川及び用水路を含む区域を指します。
里山区域	田園区域を取り囲む概ね標高 250m ~ 500mの地域であり、山間部の集落を中心として、周辺の農地、河川及び山林と一体的に利用される区域を指します。
森林区域	概ね標高 500m以上の地域であり、市街地区域、田園区域及び里山区域以外の区域を指します。



遠野盆地

2.4 領域設定イメージ図（参考）





遠野市の目指すべき近い将来の環境像

